

# EUの廃棄物管理政策

欧州連合 (EU) 域内では毎年約 20 億トンのごみが出され、その数字は年々増え続けている。ごみの埋め立て処分は難しくなっており、焼却処分は排出ガスと焼却灰の問題から最善の解決策とはいえない。最善の解決策は、廃棄物を出さないようにすることと廃棄物を生産サイクルの中に組み込むことである。EUは現在、欧州全体でリサイクル社会を実現できるよう効果的な廃棄物戦略を構築している。

## EUの廃棄物、2020年に1995年比45%増

EU全体で毎年13億トン(うち4,000万トンが有害)のごみが処分されている。欧州環境機関 (EEA) の統計によれば、これは住民1人当たり約3.5トンの量である。加えて、7億トンの農業ごみも出ており、これらの廃棄物をいかに環境への被害を出さずに処理するかは、頭の痛い課題だ。

焼却処分にしても埋め立て処分にしても、これらはいずれも環境に悪影響を及ぼす恐れがある。特に、埋め立て処分は、大気中に二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) やメタンガス (CH<sub>4</sub>) を放出したり、土壌や地下水を化学物質や殺虫剤で汚染したりするため、やがて植物や動物、そして人間の健康も侵す恐れがある。

経済開発協力機構 (OECD) は、1990年から1995年までの間に欧州で排出された廃棄物の量は10%増加し、2020年には1995年の45%増になると予測している。EUは、新たな廃棄物抑制イニシアチブ、資源の有効利用、より持続可能な消費生活への移行促進などにより、ごみの大幅削減を図るため、3つの基本原則に基づいて廃棄物管理に取り組んでいる(「EUの廃棄物管理の3原則」参照)。

**セヴェソ有害廃棄物越境事件** 1983年、北フランスの旧食肉処理場でドラム缶41本に入ったダイオキシン廃棄物が見つかった。それには北イタリアのセヴェソにあった化学工場で1976年に起きた爆発事故で生じた強い汚染物質が含まれていた。この汚染物質はフランスとの国境まで運ばれたのち、ドラム缶に入った状態で見つかるまで8カ月以上も行方不明だった。

## 70年代から続々とEU指令

EUの環境政策は廃棄物政策から始まった。1970年代および80年代に発生した廃棄物処理関連の問題や事件によって、政策立案者は、ずさんな廃棄物管理がいかに環境と人々の健康に悪影響を与えるかを再認識させられた(「セヴェソ有害廃棄物越境事件」参照)。この結果、1975年に廃棄物枠組み指令と有害廃棄物指令、その後には廃棄物移送指令の採択を図った。これらにより、廃棄物などの主要概念が定義され、廃棄物処理で環境や人体に悪影響を与えないようにする原則が確認され、EU域内で廃棄物を移動する際の条件も定められた。

しかし、これらのEU指令は埋め立て・焼却・リサイクルという廃棄物処理方法に関して環境排出基準を定めていないという欠陥もあった。その欠陥の多くは、1999年採択の埋め立て指令、2000年の廃棄物焼却指令、さらにそれらに先立ついくつかの法令によって克服された。大気や地下水の汚染に関しても基準が設定された。また、1996年の総合汚染抑制指令 (IPPC) により、工場や農業施設による汚染を抑制するための許可システムが導入され、廃棄物関連の諸事業やセメント工場など廃棄物を使用する施設などについても基準が設けられた。

30年以上をかけて、EU全域で環境と人々の健康を高いレベルで保護するための共通の基準と管理手段が策定されてきた。EUが策定した「持続可能な開発戦略」でも、経済成長と資源利用、そして廃棄物排出の枠組みを変える必要性が強調されている。2001年6月の欧州理事会では「確かな経済成長は自然資源の持続可能な使用と廃棄レベルに基づかねばならない」との基本スタンスが打ち出されている。

8~9ページの写真 ゲットイ イメージズ

❖ EUの廃棄物管理の3原則 ❖

1. 廃棄抑制

廃棄物の排出量を減らし、製品に含まれる危険物質の量を減らせば、自ずから廃棄物の処理が容易になる。廃棄抑制は製造方法と深く結びついており、消費者が環境に優しい製品と簡易包装を求めることが重要である。

2. リサイクルとリユース

廃棄が抑制できない場合は、リサイクルなどの方法で再生する必要がある。欧州委員会は、廃棄物による環境への影響を最小限にするため、包装材、廃車、使用済み電池、不用家電などの「廃棄の流れ」を定めた。EU指令により、加盟国はこうした廃棄物の収集、リユース、リサイクル、処理について法令化することが求められている。一部の加盟国は、すでに包装廃棄物のリサイクル率50%以上を達成している。

廃棄物管理については、EUの第6次環境行動計画\* (2002~12年)でも取り上げられた。同計画には、廃棄抑制とリサイクルおよび天然資源の持続可能な利用を含む7分野の基本戦略\*\*が掲げられている。

\* 計画の優先事項は気候変動、自然と生物多様性、健康と生活の質、自然資源と廃棄物の4つ

\*\* 1. 大気 2. 海洋環境 3. 資源の持続可能な利用 4. 廃棄抑制とリサイクル 5. 殺虫剤 6. 土壌の質 7. 都市環境

「厄介物」から「貴重な資源」へ

廃棄抑制とリサイクルの戦略を実行する最初のステップとして、欧州委員会は2005年12月、1975年の廃棄物枠組み指令を改定してリサイクル基準を定め、EU加盟各国に対し国別に廃棄抑制計画の策定を義務化するよう提案した。この提案は、廃棄物の捉え方を厄介物から貴重な資源へと転換させ、欧州をリサイクル社会にすることを目指すものだ。また、そこに定められた明確な定義と管理指針により、しばしば起こる解釈上のトラブルをなくし、ごみ処理事業の法的基礎を整備することも目指した。

新たな廃棄物枠組み指令の要点は次の通りである。

- 家庭ごみなど少なくとも4種類の廃棄物のリサイクル率を50%、建築・解体廃棄物のリサイクル率を70%とするなど、加盟国が2020年までに達成すべき新たなリサイクル目標を設定する。
  - 加盟国による国の廃棄抑制計画策定と欧州

3. 最終処分改善とモニタリング

リサイクルやリユースできない廃棄物は安全に焼却し、埋め立てはできるだけ控える。焼却も埋め立ても環境に悪影響を与える可能性があるため、綿密なモニタリングが必要である。EUで最近採択された指令は、埋め立て事業に厳格なガイドラインを定めており、特に廃タイヤなど一部の廃棄物の埋め立てを禁じ、生物分解性のごみの埋め立て量を減らす目標を設定するよう求めている。別の指令では焼却炉の排出レベルに厳しい制限を設けた。EUは人体に有害な窒素酸化物(NOx)、亜硫酸ガス(SOX)、塩化水素(HCL)などのダイオキシンや酸性ガスの排出を減らすことも求めている。



委員会への抑制実績の報告の義務化、廃棄抑制目標の設定などによって廃棄抑制を強化する。

- まず廃棄抑制、次にリユース、リサイクル、その他の再生、最後の手段としての廃棄という、明確な5段階の廃棄物管理オプションを確定する。
- リサイクル、再生、廃棄などの重要な定義を明らかにする。とくに廃棄物と副産物の違いを明確にし、リサイクルなどによって廃棄物が再生され、廃棄物でなくなるのはどの段階かを明確にする。

EU理事会はこの新廃棄物枠組み指令について間もなく正式の決定を下す予定だ。加盟国は指令の発効日(EU官報掲載の20日後)から2年以内に改定指令を各国の法令として制定しなければならない。



詳細は下記ウェブサイトをご参照下さい。  
<http://ec.europa.eu/environment/waste/index.htm>

改定指令は下記の欧州議会ウェブサイトから検索できます。  
<http://www.europarl.europa.eu/default.htm>

